



病児・病後児保育事業利用料減免制度のお知らせ

生活保護受給世帯及び当該年度の市町村民税非課税世帯に属するお子さんが病児・病後児保育を利用される場合、申請により利用料が減免されます。

減免制度を利用するには

- ・登録申請時に「病児・病後児保育登録申請書」の利用料減免欄に減免事由を記入し、必要書類を添付して実施施設に提出してください。
- ・有効期間は、7月から翌年6月までとなります。

※**毎年申請が必要です**。申請がない場合及び証明書類が不足している場合は、減免を受けることはできません。

減免区分	添付書類
1 生活保護受給世帯の方	生活保護受給証明書 月が変わったら再度ご提出ください
2 当該年度の市民税非課税世帯の方	市町村発行の非課税証明書(父母及び同居の祖父母等の分) 4月～6月までの利用：前年度の非課税証明書 7月～3月までの利用：当該年度の非課税証明書

※ 減免の対象となるのは、利用料金です(キャンセル料は減免対象外です)。給食費、医療費、移送費などについては利用に応じて別途お支払ください。

※ 利用する際に必要になる、かかりつけ医からの「家庭医連絡票」は保険診療扱いとなり、有料です。ただし、子ども医療費助成の対象の方は、窓口負担はありません。



問い合わせ

仙台市子供未来局幼稚園・保育部幼保企画課

TEL 022-214-8753

